

厚生労働省の事務連絡「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」等に関し、周知をお願いするものです。

事 務 連 絡  
令和 4 年 7 月 25 日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和 4 年 3 月 16 日）の改正に伴う再周知について  
（周知依頼）

新型コロナウイルス感染症対策に関して、3 月 22 日付けで、厚生労働省から発出された事務連絡「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和 4 年 3 月 16 日）の周知を依頼したところですが、別添 1 のとおり、7 月 22 日付で一部改正されております。

上記事務連絡では、濃厚接触者の待機期間について、7 日間から 5 日間に変更し、社会機能維持者であるか否かに関わらず抗原定性検査キットを用いた検査で 2 日目及び 3 日目に陰性を確認した場合は、3 日目に解除することなどとしております。

また、別添 2 のとおり、同日付で、厚労省より、「オミクロン株の BA.5 系統への置き換えを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」が発出されました。

上記事務連絡では、濃厚接触者の特定・行動制限をハイリスク施設に重点化することの徹底、療養期間又は待機期間解除後に職場等で勤務を開始するに当たって職場等に PCR 検査や抗原定性検査キット等による陰性証明等を提出する必要はないことの再徹底、保健所等における療養証明書の申請受付を一時中止し感染状況に応じて再開として差し支えないことなどをお示ししております。

各府省庁におかれましては、別添 1 及び別添 2 について所管団体及び独立行政法人等への周知をお願いします。